

ただいま上程されました議案の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

先月12日から13日にかけての台風第19号に伴う記録的な豪雨により、河川の氾濫、土砂崩れ等が県内各地で発生し、4名の方がお亡くなりになられたほか、家屋や店舗、工場等への浸水をはじめ、河川や道路等の公共土木施設、農地や森林、さらには農作物等に甚大な被害が発生いたしました。

亡くなられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害を受けられました方々に心からお見舞いを申し上げます。

県といたしましては、災害発生後速やかに被害状況の把握に努め、氾濫した河川への仮堤防の設置等の応急対策を講じるとともに、県の緊急対策要員を情報収集のため市町へ派遣したほか、多くの家屋が被災した栃木市や佐野市の被害認定調査等の業務を支援して参りました。

また、私自ら武田防災担当大臣に対し、被災者生活支援の充実や激甚災害の早期指定等について強く要望するなど、国に対し積極的な働きかけを行って参りましたところ、先月29日、台風第19号の豪雨による災害について、激甚災害として指定し、農地や農業用施設、林道の災害復旧事業等に補助率の嵩上げ等の特別措置を適用することが閣議決定され、今月1日、政令が公布されました。

先月30日には、臨時会議におきまして今般の台風被害への対応について御議論いただいたところであり、これらを踏まえ、現時点で把握し得る災害復旧等に必要な補正予算につきまして、今会議に提案し迅速な対応を図ることといたしました。

今後とも、国や市町、関係機関等と緊密に連携しながら、被災者の生活や生業の一日も早い再建が可能となるよう支援に努めますとともに、県民の暮らしを守り、安心を取り戻すため、被災地の復旧・復興に全力で取り組んで参ります。

次に、議案の概要について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、台風第19号により被災された方々の生活支援等を行うとともに、甚大な被害を受けた河川や道路等の公共土木施設、農地、農業用施設、林道、さらには社会福祉施設や学校施設等の復旧を進めるほか、被災農業者等の生産維持及び経営安定、中小企業の施設・設備の復旧や資金調達の円滑化等を図ることとして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、577億2,979万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、8,658億4,008万円となります。この財源といたしましては、国庫支出金、県債、地方交付税等を充てることといたしました。

何とぞ、よろしく御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。